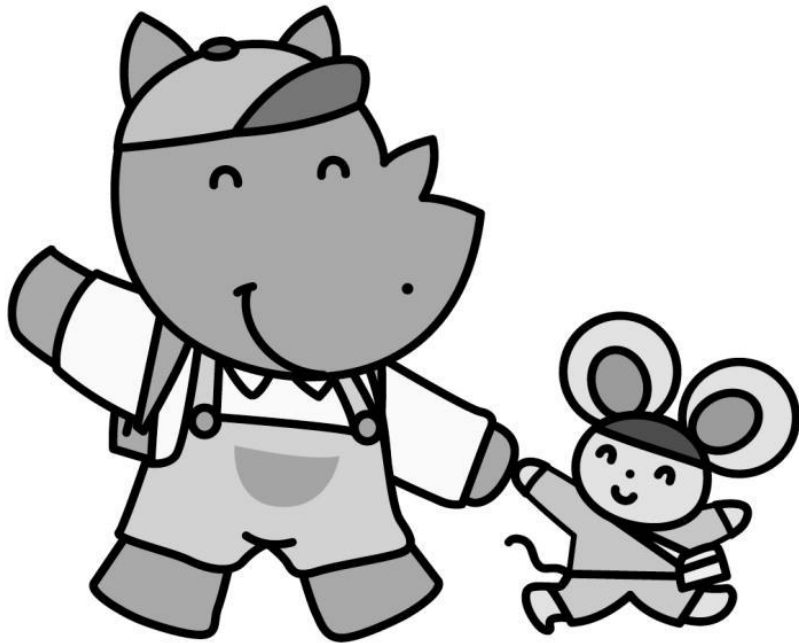


保育園入所案内



大 磯 町
子育て支援室

目次

◎保育園とは？	p 1
◎保育園に入所できる基準	p 1
◎保育の実施期間	p 1
◎保育時間	p 2
◎開放保育	p 2
◎町内の保育園	p 3
◎申込みから入所までの流れ	p 4～5
◎入所申込み後の注意	p 5
◎保育園のクラス編成	p 6
◎保育園保育料	p 7
◎平成23年度大磯町保育園保育料徴収基準額表	p 8
◎保育園入所後の注意（Q&A）	p 9
◎その他の保育制度	p 10

◎保育園とは？

保育園とは、保護者の就労、病気などの理由で家庭において保育ができない児童を、保護者に代わって保育する児童福祉法に基づいた施設です。

◎保育所に入所できる基準

保育園に入所できる児童は、保護者及び65歳未満の同居親族がそれぞれ次のいずれかの状況にある場合に限ります。

1. 居宅内・外において仕事をしている または 求職活動中である場合
(居宅外労働) 居宅外で仕事をするを常態としていること。
(居宅内労働) 居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするを常態としていること。

※居宅外・内労働ともに 1日4時間以上・週4日以上 の就労が条件です。

2. 児童の母親が出産により、児童の保育ができない場合。
3. 病気または、障害の状態にある場合。
4. 病人または、障害者(児)の介護をしている場合。
5. 家庭が火災や風水害、地震などの災害に遭い、復旧にあっている場合。
6. 上記に類する状況にあり、児童を保育することができないと認められる場合。

※申込む児童のほかに、保育園に入所しない小学校就学前がいる場合には、入所させない理由書(幼稚園に入所している等)が必要となります。

※入所希望者が保育園の定員を超えている場合などは、ご希望どおり入所できない場合もありますのであらかじめご了承ください。

◎保育の実施期間

保護者の状態	保育の実施期間
就労中	就労している期間(最大就学前まで)
求職中	1か月
母親の出産	出産予定月の前2か月～出産月の後2か月
病気・介護等	治癒または介護等に要する期間(最大就学前まで)

保育の実施期間は、原則として卒園までの範囲で保護者の方が希望される期間(出産、病気、看護等は除く)です。入所後も年度毎に一度、就労証明書等を再提出いただき、入所要件の確認を行います。その他にも必要に応じて随時確認することがあります。

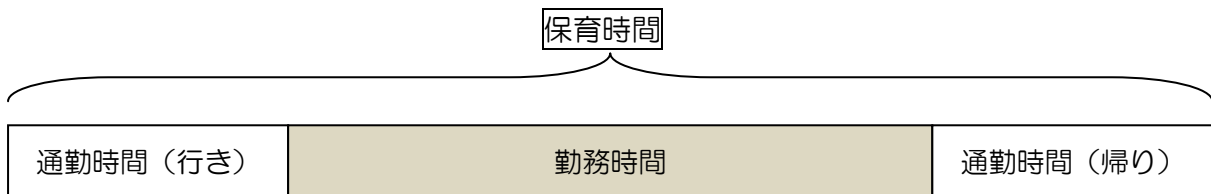
また、入所が認められた場合であっても年度ごとに継続入所申込みが必要です。

◎保育時間

保育園で児童を預かる時間は、通勤時間を含めた勤務時間やその他ご家庭の事情により児童ごとに異なります。

また、保育園は保育に欠ける児童を預かることを基本としています。保護者の方がお仕事をお休みされる場合は、原則として児童も保育園はお休みとなります。やむを得ない事情でご家庭での保育ができない場合にはご相談ください。

(例) 保護者の方が就労されている場合の保育時間



保護者の方が求職中もしくは4歳児クラス以上で育児休暇を取得されている場合の保育時間は、原則として午前9時から午後4時までとなります。

●ならし保育について

保育園に入所した後、児童が保育園の生活に慣れるよう短時間から段階的に保育時間を延ばしていく「ならし保育」を行います。

ならし保育は2週間程度を目安としていますが、児童や保護者の方の状況により実施期間は異なります。保育園にてご相談ください。

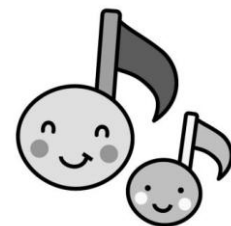
◎開放保育

保育園では未就園児とその保護者を対象に、毎週施設を開放しています。

開放保育ではお子さんの年齢に応じたクラスに入っただき、園児たちと一緒に遊ぶことができます。保育園入所を希望する際には、一度開放保育に参加されることをお勧めします。

なお、開放保育中は必ず保護者の方の付き添いをお願いします。

- 対象 未就園児（保護者の方と一緒に）
- 実施日時 毎週水曜日 9：00～11：30
- 実施保育園 サンキッズ大磯・国府保育園

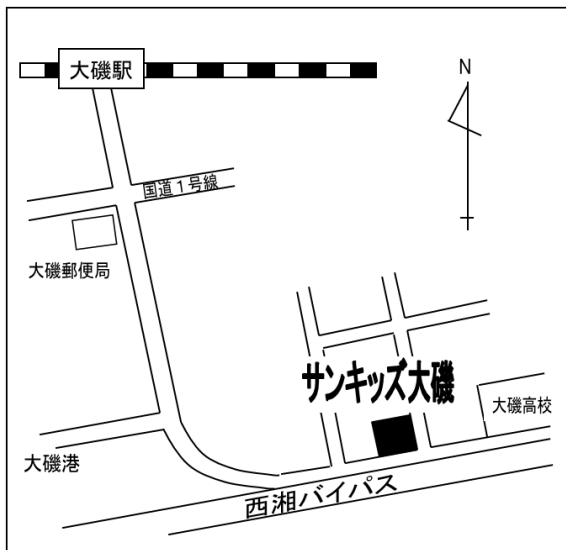


◎町内の保育園

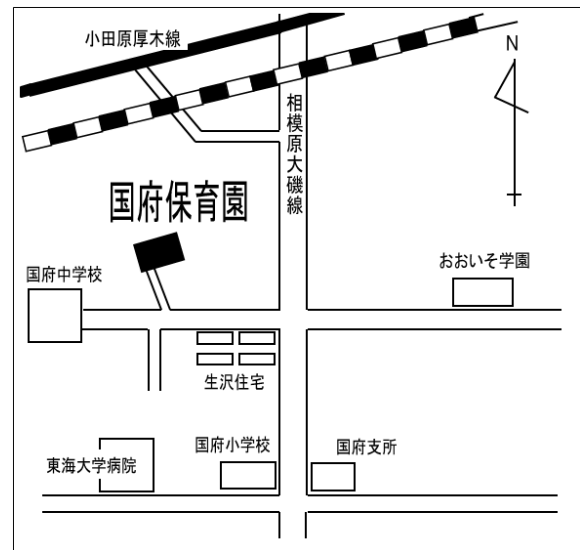
町内には2か所の保育所があります。入所区域の制限はありませんので、どちらの園でもご希望いただけます。

※町外の保育所をご希望の場合は、事前に希望する保育園が町外入所可能であるかを保育園所在地の市区町村へご確認ください。

◇サンキッズ大磯（定員 90名）
大磯町東町1丁目13番33号
電話 61-2641



◇大磯町立国府保育園（定員 90名）
大磯町生沢438番地
電話 72-1765



○保育時間 平日 7:00~18:00
土曜日 7:00~18:00
○延長保育 月~土曜日 18:00~20:00
○休日保育 日・祝日 8:00~18:00
○保育年齢 2か月過ぎ
○完全給食実施 3才以上児 1ヶ月 1,500円

○保育時間 平日 7:00~18:00
土曜日 7:00~18:00
○延長保育 月~金曜日 18:00~19:00
※日・祝日は休園です。
○保育年齢 6か月過ぎ
○完全給食実施 3才以上児 1ヶ月 1,500円

●延長保育について

延長保育とは通勤時間を含む就労時間が通常の保育時間を超える場合に、時間を延長して保育を行う制度です。ご希望の方は入所時に延長保育申請書を保育園へ提出してください。

通常の保育料のほかに延長保育料を別途負担していただきます。ただし非課税世帯については、延長保育料減免制度があります。

●休日保育について

保護者の方が就労等により休日においても保育ができない場合に代わって保育を行う制度です。現在、サンキッズ大磯にて実施しています。保育料については園にお問合せください。

◎申込みから入所までの流れ

1. 入所申込み

ご提出いただいた入所申込書の有効期間は当該年度末までとなります。

○申込受付

《申込場所》 大磯町役場 子育て支援室（1階④番窓口）

《締切》 入所を希望する月の前月15日まで

（15日が土日・祝日にあたる場合は次の平日）

○町外の保育園を希望される方

入所できる要件や入所申込締切日は各市町村によって異なりますので、申込みをされる前に必ず希望する保育園のある市区町村に詳細をお問合せください。

※ただし、4月入園を希望される場合は受付月が異なります。
詳しくは11月の広報おいそでお知らせします。

入所申込に必要な書類

- ① 保育所入所申込書（入所希望する児童1名につき1枚必要です。）
- ② 保育に欠ける事情を証明する書類
保護者ごとに証明書類は必要です。
※就労先が複数ある方は全ての就労先について就労証明書が必要です。
※保護者の他に65歳未満のご親族の方が同居されている場合には、その方の証明書類も必要となります。住民票上で世帯分離していても同一の住居に居住する場合や、住居が別にあっても同一敷地内に居住する場合は同居とみなします。

保護者・同居親族の状況	必要な書類
居宅外労働をしている方 （会社員・公務員の方）	・就労証明書 ※ご親族の方の経営する会社等の場合は、「就労状況証明書」が必要です。
居宅内労働をしている方 （自営業や農業の方）	・就労状況証明書 ※お住まいの地区の民生委員の証明が必要です。
出産予定の方	・「妊娠証明書」または「出産証明書」、 「母子手帳」の写しでも可
病気や障害の場合	・「診断書」または「障害者手帳」の写し
病人の看護、介護の場合	・「診断書」または「障害者手帳」の写し、 「介護保険被保険者証」や「要介護認定通知書」等
在学中の方	・「在学証明書」または学生証の写し ・時間割等、就学時間の把握できる書類

③ 保育料を決定する資料となる書類

- ・前年分の所得税源泉徴収票

※確定申告をされた方は確定申告書の写しもあわせて必要です。

- ・前年度分市町村民税所得課税証明書

(前年1月1日現在で大磯町に住民票のある方は添付不要です。)

2. 申込内容の確認

申込書の確認または、必要に応じて実態調査を行います。電話や家庭訪問等により申し込み内容の確認をさせていただくことがありますのでご了承ください。

3. 入所判定会議

提出された申込書一式をもとに毎月20日頃に入所判定会議を行います。

入所希望者が保育園の定員を超える場合には、保育順位の高い児童から順次入所となります。

※4月入所については通常とは別に日程を設け、審査を行います。

4. 入所判定会議結果の通知

入所可能の場合には会議後に担当より電話にて内定のご連絡を行います。

入所保留となった方は、入所を希望した最初の月のみ電話でご連絡した後に入所不承諾通知をお送りします。その翌月以降は入所判定会議にて引き続き審査を行い、入所可能となった場合にのみ連絡します。

5. 面接

児童と一緒に内定した保育園で面接を受けていただきます。その際には母子手帳をご用意ください。面接を行わない場合、入所は取り消しとなります。

6. 入所

面接終了後に正式に入所決定となります。入所月の初めには入所承諾書と保育料納付書等をお送りします。

◎入所申込み後の注意

- 申込み内容に変更が生じた場合には必ず子育て支援室にご連絡ください。
- 入所申込み後、入所が決定する前に他の保育施設（私設保育施設や幼稚園等）を利用するため、保育園を希望しなくなった場合は、必ず申込みの取り下げをしてください。
また、保育園入所を希望したまま他の保育施設（私設保育施設や幼稚園等）を利用する場合もご連絡をお願いいたします。

◎保育園のクラス編成

保育園のクラスはその年の4月1日現在の年齢（保育年齢）で決定します。年度途中で誕生日を迎えた児童が途中入所した場合も4月1日現在の年齢でクラス分けされます。

なお、平成23年度のクラス編成は次のとおりです。

クラス	生年月日
0歳児クラス	平成22年4月2日以降
1歳児クラス	平成21年4月2日～平成22年4月1日
2歳児クラス	平成20年4月2日～平成21年4月1日
3歳児クラス	平成19年4月2日～平成20年4月1日
4歳児クラス	平成18年4月2日～平成19年4月1日
5歳児クラス	平成17年4月2日～平成18年4月1日



◎保育園保育料

保育料額については次ページの保育園保育料徴収基準額表をご参照ください。公立・私立ともに保育料額は同じです。

保育料は月額となります。日割りはありませんので、その月に1日でも在籍している場合は、1か月分の保育料をお支払いただきます。

1. 保育料の算定方法について

保育料は、児童の父母およびそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の前年度の所得税額および前年度分（6月以降は当該年度）の町民税額によって決定します。

ただし、《配当控除・外国税額控除・住宅取得（特別）控除・特別減税》の各種控除等は適用されません。これらの控除等の前の税額にて算出します。ただし、保育料算定の資料が提出されていない時は最高階層の保育料とさせていただきます。

2. 保育料における年齢区分について

年齢区分はクラス年齢となります。年齢到達による年度途中の保育料変更はありません。

3. 保育料の入所児童区分について

次のページの保育園保育料徴収基準額表中、B階層からD5階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育園に入園している際には第2欄より計算して得た額がその児童の保育料となります。

第1欄		第2欄
徴収基準表の区分名称	定義	
1人目	上記に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上いる場合にはそのうちの最年長のもの1人とする。）	基準額表入所児童区分「1人目」に定める額
2人目	上記に掲げる施設を利用している「1人目」以外の就学前児童（該当する児童が2人以上いる場合にはそのうちの最年長のもの1人とする。）	基準額表入所児童区分「2人目」に定める額
3人目以降	上記に掲げる施設を利用している上記2欄以外の就学前児童	基準額表入所児童区分「3人目以降」に定める額

4. 保育料の納入方法について

保育料納入は、原則として口座振替をお願いしています。納期限日は毎月20日です。

20日が土日・祝日の場合は次の平日が納期限日となります。

平成23年度 大磯町保育園保育料徴収基準額表

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		徴収金基準額〔月額〕 (円)				
階層 区分	定 義	入所児童区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護者世帯 (単給世帯を含む)及び中国残 留邦人等の支援給付受給世帯		0	0	0	
B	A階層を のぞく前 年分所得 税非課税 世帯	町民税非課税世帯	1人目	6,800	4,600	4,600
			2人目	3,400	2,300	2,300
			3人目以降	0	0	0
		町民税非課税世帯 (ひとり親家庭等)	1人目	0	0	0
			2人目	0	0	0
			3人目以降	0	0	0
C	町民税課税世帯	町民税課税世帯	1人目	13,800	11,600	11,400
			2人目	6,900	5,800	5,700
			3人目以降	0	0	0
		町民税課税世帯 (ひとり親家庭等)	1人目	6,800	4,600	4,600
			2人目	3,400	2,300	2,300
			3人目以降	0	0	0
D1	A階層を のぞく前 年分所得 税課税世 帯	前年分所得税額が 40,000円未満	1人目	21,100	19,000	18,800
			2人目	10,550	9,500	9,400
			3人目以降	0	0	0
D2		40,000円以上 103,000円未満	1人目	31,900	28,300	23,800
			2人目	15,950	14,150	11,900
			3人目以降	0	0	0
D3		103,000円以上 413,000円未満	1人目	44,500	28,500	24,000
			2人目	22,250	14,250	12,000
			3人目以降	0	0	0
D4	413,000円以上 734,000円未満	1人目	61,500	28,700	24,200	
		2人目	30,750	14,350	12,100	
		3人目以降	0	0	0	
D5	734,000円以上	1人目	73,100	31,000	26,800	
		2人目	36,550	15,500	13,400	
		3人目以降	0	0	0	

◎保育園入所後の注意（Q&A）

●入所後に家庭状況等が変わった場合について

Q：住所・家庭状況（勤務先・勤務時間等）・世帯状況などが変わりました。何か届け出は必要ですか？

A：変更届のご提出が必要となります。まず子育て支援室にご連絡ください。

●就労状況の変更について

Q：保護者の就労のために保育園に預けていましたが、会社を辞めることになりました。すぐに次の仕事を探す予定ですが、この場合の保育はどうなりますか。

A：まず変更届のご提出が必要ですので、子育て支援室にご連絡ください。

保護者の方の状況は「就労中」から「求職中」に変わります。退職後の1か月間は引き続き保育園に入所できますが、1か月以内で就労先が見つからない場合は退園となります。就労先決定後は必ず新しい勤務先での「就労証明書」をご提出ください。

●出産について

Q：現在子どもを保育園に預けています。第2子を9月に出産予定で、産前産後休業の後はそのまま育児休業を取得します。この場合の保育はどうなりますか。

A：母子手帳の写しを支援室にご提出ください。

母親の出産による保育の実施期間は、出産予定月の2か月前から出産月の2か月後までとなります。産後の保育実施期間は実際の出産月で決定しますのでご注意ください。

（出産予定月が9月でも、出産月が8月に早まった場合は8月から2か月後の10月までが保育実施期間となります）

※育児休業取得期間中の保育については次の表をご参照ください。

●育児休業を取得される場合の保育について

児童のクラス年齢	育児休業中の保育の取扱い
0～3歳児クラスの児童	家庭での保育を原則とします（※）。 出産による保育実施期間の終了後、退園となります。
4・5歳児クラスの児童	引き続き保育園での保育が可能です。 （保育時間は原則午前9時から午後4時までです。）

※3歳児クラスの児童については入所状況に余裕がある場合にのみ継続して入所が可能です。

（なお、平成21年度以降は入所状況に余裕がないため、3歳児クラスの継続入所は受付けておりません）

◎その他の保育制度

1. 一時保育

どなたでも簡単な手続きで、1時間単位で利用できます。申込みは直接サンキッズ大磯に申込みください。

- 対象児童 生後2か月から小学校就学前児童
- 場 所 サンキッズ大磯
- 利用時間 月～土曜日（除く休日） 7：00～20：00
日曜・休日 8：00～18：00
- 利用料金

区分	月～土曜日（除く休日）		日曜日・休日	
	時間	利用料金	時間	利用料金
0～2歳児	7:00～18:00	450円/時間	8:00～18:00	700円/時間
	18:00～19:00	500円/時間		
	19:00～20:00	700円/時間		
3～5歳児	7:00～18:00	350円/時間	8:00～18:00	500円/時間
	18:00～19:00	400円/時間		
	19:00～20:00	450円/時間		

2. ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、お子さんを預けたい方（依頼会員）と預かってくださる方（援助会員）で構成される会員組織です。

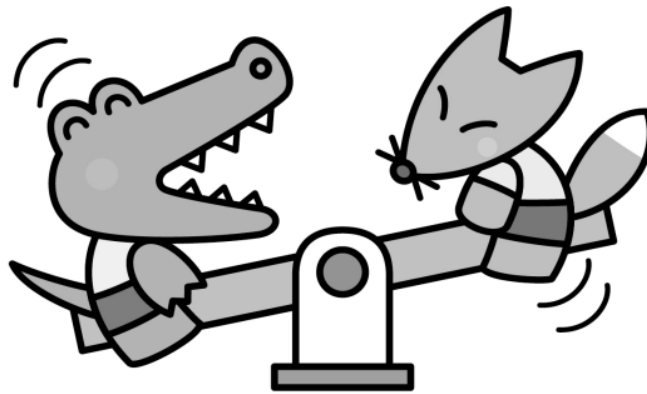
なお、利用にあたっては事前の登録が必要です。

- 対 象 町内に在住の生後3か月から小学校6年生までのお子さんのいる方
- 援助活動内容 保育園や習い事等への送迎及び帰宅後の預かり
学童保育へのお迎え
保護者の急病や出産、冠婚葬祭などの行事の預かり
ちょっと用事を済ませたい時、リフレッシュしたい時の預かり
※ただし、病中のお子さんの預かりはできません。

●利用料金

月～土曜日		日曜日・祝日及び年末年始
7:00～20:00	左記時間帯以外	7:00～20:00
700円/時間	900円/時間	900円/時間

- 問 合 せ 先 子育て支援総合センター（TEL71-3377）



保育園に関するお問合せは

大磯町 子育て支援室

TEL0463-61-4100 内線 318